

教育後援会～教育環境・学生生活を充実するサポート

本学学生及び大学院生のご家族の方を会員として組織されているのが、「大阪体育大学教育後援会」です。その目的は、大学の発展に資するとともに、教育環境及び学生生活の向上に寄与することです。

事業内容

- ・卒業行事への援助
- ・学生及び大学院生の傷害治療に対する援助
(「学生教育研究災害傷害保険」の対象とならない時に治療費を援助します。)
- ・運動部その他クラブ活動の援助
- ・学生及び大学院生の進路指導に対する援助
- ・大学と家庭との連絡、会報の発行

大阪体育大学教育後援会会則

第1条 本会は、大阪体育大学教育後援会と称し、大阪体育大学内に事務局を置く。

第2条 本会は、大阪体育大学の発展、教育環境及び学生生活の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員は、大阪体育大学学生及び大学院学生の父母又はその他の親族
- (2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える者
- (3) 特別会員は、大阪体育大学に勤務する教職員

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生及び大学院学生の教育厚生に関する必要な事業及び後援
- (2) 運動部その他クラブ活動の援助
- (3) 学生及び大学院学生の傷害に対する援助
- (4) 学生及び大学院学生の進路指導に対する援助
- (5) 大学と家庭との連絡及び会報の発行
- (6) 会員の親睦に必要な事業
- (7) 教職員の研究及び福利などに対する援助
- (8) その他大学の発展に必要な事業

第5条 本会に役員会を置く。

2 役員会は会員の中から選任された役員をもって組織する。

3 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

第6条 役員を選任は被保証人となる学生が在学する各学年から若干名とし、役員会において承認を得る。

2 役員から次の役職を選定する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 会計監査 2 名
- (4) 幹事長 1 名
- (5) 幹 事 若干名

3 本会に次の役職を置くことができる。

- (1) 顧 問 1 名
- (2) 参 与 1 名

4 役職の選定は役員の推薦により、役員会において承認を得る。ただし、幹事長、幹

事は、特別会員の中から会長が委嘱する。顧問は大学関係者の中から、参与は、本会のためにとくに功労のあった者の中から、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第7条 役職の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (4) 幹事長は、会務を執行する。
- (5) 幹事は、本会の庶務ならびに会計事務を掌る。
- (6) 顧問及び参与は、役員会の諮問に応じ、意見を具申することができる。

第8条 役員任期は、役員会において承認された日より1年間とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合の補充については役員会で審議し、補充する場合の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員が次のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障等により、職務の遂行が困難になったとき
- (2) 役員としての義務を怠ったとき
- (3) 本会の役員として相応しくない行いがあったとき

第10条 本会の経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

2 正会員の会費は、年額12,000円とする。ただし、入学時に学生は4年分、大学院学生は2年分を納入することができる。

3 賛助会員は、1口20,000円以上を納入するものとする。

第11条 本会の総会は、少なくとも毎年1回開催し、役員決定、会務会計等の報告を行うものとする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会則は、役員会の過半数の決議により変更することができる。

附則 この会則は、昭和44年4月1日から施行する。

附則 この会則は、昭和45年5月30日から施行する。

附則 この会則は、昭和55年9月30日から施行する。

附則 この会則は、昭和63年9月3日から施行する。

附則 この会則は、平成元年4月1日から施行する。

附則 この会則は、平成5年4月1日から施行する。

附則 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この会則は、令和6年6月15日から施行する。